



知的財産権の 本来のあり方を 社会全体の利益の 観点から問い直す



17 知的財産法研究 への誘い

北海道大学大学院法学研究科

田村 善之 教授

このコーナーでは、私たちの社会や生活に身近な研究テーマをわかりやすく紹介する。第一線で活躍されている研究者の研究内容を中心に、学問の仕組みや今後の可能性などについて、インタビューする。

デジタル技術の進展により、文章や画像だけでなく音楽や映像までが簡単にコピーできるようになり、インターネットによって誰もがそうしたコピーの発信者になれる時代が到来しています。著作権をはじめとする知的財産権に対する考え方も、こうした社会や技術の発展に応じて変化してきています。人が創作したものをどう守り、どう社会に還元していくのか、法律の解釈や運用のあり方も含めた研究が進められています。

知的財産権の存在理由について 根本的に対立する2つの立場

知的財産権は、一言でいえば「人が創作したものに対する権利」のことです。しかも具体的な形をもった物(有体物)ではなく、思索による成果や表現、技術など形を持たないもの(無体物)に対する権利であり、発明に対する「特許権」や著作物に対する「著作権」、営業上の標識に対する「商標権」などがあります。

なぜ知的財産権が認められるのかについては、根本的に対立する2つの考え方があります。1つは自然権的な考え方で、ある人がそれを創作した以上は、当然その人に権利があるとする立場です。全ての人間が生まれながらに持つとされている基本的人権のような権利と言えます。もう1つは政策論的な考え方で、フリーライダー問題^(*)などにより、創作や発明など世の中を発展させる活動がなくなってしまうように、産業政策や文化政策の面から、創作した人に権利を与えるとする立場です。

(*) フリーライダー問題…フリーライダーは、ただ乗りする人を意味し、必要なコストを払わずに利益を得る人が出てくる問題をさす。知的財産に何の権利もないと、創作に要した労力が報われないことになり、創作への意欲が薄れてしまう可能性がある。

自然権的な立場では、知的財産権は人が持って生まれた当然の権利ですから、かなり強力な権利と考えがちです。しかし、あまりに強力な権利にしすぎると、何をしても権利者の許諾が必要になり、他者の自由な活動を阻害する可能性もあります。そこで政策論的な立場からは、発明者や著作者に対し必要な範囲で利益を与えるに留めるべきだとして、弱い権利を主張する考え方も生まれています。

研究者も立場が分かれています。完全にどちらかの立場をとる人は少なく、軸足をどちらに置くかで、権利の強さに対する主張が分かれています。国ごとに政策が分かれているほか、同じ国でも時代によって強弱が変化します。現実問題として、知的財産権は一方の立場から完全に説明することは難しく、両者のバランスの上に成り立っています。

複製禁止権として 誕生した著作権

法律には、ローマ法以来2000年、ハンムラビ法典から数えれば4000年の歴史があり、著作権や特許権などの知的財産権が登場したのは、こうした歴史からみれば最近のことです。現在につながる意味での特許権法は17世紀、著作権法は18世紀にいずれもイギリスで誕生しましたが、そ

PROFILE



田村善之 (たむら・よしゆき)
北海道大学大学院法学研究科教授

1987年東京大学法学部卒業。同時に同大学法学部助手に就任。1990年北海道大学法学部助教授、1999年同教授、2000年より現職。知的財産法を専門とし、2003年から21世紀COE「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」の拠点リーダー、2008年からグローバルCOE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」の拠点リーダー。主な著書に「市場・自由・知的財産」「知的財産法」「競争法の思考形式」「商標法概説」「著作権法概説」など。



これは技術の進歩と大いに関係があります。

著作権の例で言えば、印刷技術の普及が大きなきっかけでした。活版技術が発明されるまでは手写しによる複製であったため、大きな問題にはなりません。ところが印刷技術が広まると、出版された本からすぐに複製を作って利益をあげる海賊業者が出てきました。そうすると、出版社は投資を回収することができなくなります。そこで、出版社を保護する権利として著作権が誕生したのです。ちなみに、著作権は英語でCopyrightといますが、まさに著作権は「コピーを禁止する権利」だったのです。

著作権の当初の目的である複製禁止権は、その後ずっと著作権の中心的な柱として継続され、今日に至っています。しかし、複製される内容や複製技術などの変化を受け、その権利の意味合いや保護の方法は変化しています。

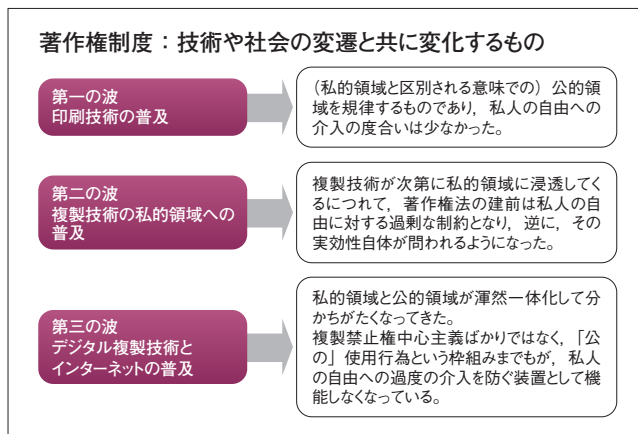
技術の進歩と社会の変容に応じて 適用対象が変化してきた著作権

知的財産権が時代によって変化してきたことを、著作権を例として紹介しましょう。著作権は、歴史的に3つの大きな「波」を受けて変化してきました<図>。

第一の波の時期は、著作権が誕生した18世紀から、複製の数が少なかった20世紀半ばまでです。この時代には、活版印刷で複製が可能になっても、現実的には出版社やレコード会社など、大きな資本と特別な機械や技術を持っている人しか複製を作ることはできませんでした。そのため著作権すなわち複製禁止権を守る法律は、業界の活動を監視・規制する性格のものでした。

第二の波は20世紀後半にやってきます。テープレコーダーや複写機、ビデオ録画機などの家電製品が一般家庭に普及した結果、それまでは特別な人にしかできなかった複

<図>著作権法の3つの波



(提供：田村教授)

製が、一般の人々(私人)でも簡単にできるようになったのです。しかもデジタルな情報で表現された著作物は、オリジナルと複製の区別がつかず、誰でもオリジナルと同じ品質の複製を作ることができます。複製者が少なければ複製者に権利を行使、つまり活動を監視・規制すればいいのですが、誰でも複製できるようになれば、それが実質的に不可能になります。そこで、もっと限られた人に権利を行使しようという考え方が生まれてきます。複製を行うには複製する機械や媒体、例えばビデオデッキやビデオテープが必要ですが、それを製造できる企業は限られています。ここに注目し、私的録音録画補償金制度^(*2)などによって権利を行使する対象をずらし、監視を容易にしたのです。しかし、こうした考え方は、現在でも著作権法の大きな問題点として議論が続いています。

第三の波は、1990年代後半に、インターネットの普及と共にやってきます。著作権は長い間、複製の禁止と、他者の著作物を公の場で発信する行為の規制という2本立てで、私人の活動を規制してきました。前者は、第二の波の時代に既に危うくなっていました。第三の波の時代にはさらに、誰もがインターネットを使えるようになり、私人が公衆に対して発信する機会が増大し、しかも国境を越えてなされるようになったため、後者の規制も難しくなったのです。同時に、世の中に出回る著作物の数も膨大になり、著作権で保護するだけの便益を生まないような著作物の割合も増えてきました。このような時代に合った知的財産権の形は、現在模索中です。特許権や商標権も同様に、時代に合わせて変化させていくべきです。

知的財産権の強さを決定する プロセスの正当性が重要な焦点に

それでは、これからの時代に合った望ましい知的財産権とは、どのようなものなのでしょうか。

車や土地のような形のある物であれば、所有者も明確になりますし、他者に使わせないとといったように、権利を容易に定められます。しかし、知的財産の場合は、著作者や発明者の知らないところで他者に使われる場合も多々ありますし、何をもって侵害とするかは、定かではありません。つまり、何に対して、どんな権利をどのくらいの強さにしたらいいかは裁量の範囲内なのです。

この裁量は国の政策として定められるため、大企業が政策形成過程に関与し、自社の利益を守るように知的財産権を強化させている状況もあります。例えば、ある国では多

(*2) 私的録音録画補償金制度…デジタル録音・録画が可能な機器や、それらの機器で記録されるMDやCD-R、DVD-Rなどの電子記憶媒体の販売価格にあらかじめ一定額の補償金を上乘せし、機器や媒体の製造企業が著作権者に著作権使用料を支払う制度。

